

2013年7月10日、厚生労働省（「厚労省」）は企業が海外へ派遣した従業員を対象にした労働者災害補償保険（「労災保険」）の給付基礎日額を2万円から3万円に引き上げることを決定しました。2013年1月16日に、アルジェリア南東部イナメナスの天然ガス生産施設で起きたイスラム武装集団による人質殺害事件で日揮社員および関係者10名が犠牲になったことをきっかけに、海外派遣者の年収相当に給付額を引き上げてほしいとの要望に応じたもので、2013年9月から適用されます。

海外派遣者の労災保険特別加入制度

労災保険は、本来、日本国内にある事業場に適用され、そこで働く従業員が給付の対象となる制度ですから、海外の事業場で働く場合は対象となりません。海外派遣者は日本国内の事業主の指揮命令下にないためです。その結果、海外派遣者は原則として赴任先国の災害補償制度の対象となります。しかし、外国の制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分でない場合もあるため、海外に派遣された従業員にも労災保険の給付が受けられるようにしたのが海外派遣者の労災保険特別加入制度です。

今回引き上げになった給付基礎日額とは、海外派遣者の労災保険特別加入制度において給付額の計算の基礎となるものです。例えば、業務災害または通勤災害の療養のため働けない日が4日以上となった場合、休業4日目以降、休業（補償）給付として、休業1日について給付基礎日額の60%相当額が支給されます。その他、障害を患った場合や死亡した場合の給付額も給付基礎日額が基礎になります。

従来、給付基礎日額の上限は2万円でしたが、5千円引き上げた25,000円の日額を年収に換算した9,125,000円がニューヨークやシンガポール、上海で働く社員の平均年収に相当すると同時に、労災保険制度における国内労働者への給付の最高限度額とも並ぶ水準となり、従来からの格差が是正されることとなります（『日本経済新聞』2013.7.11朝刊）。

もう少し補足！

海外派遣者として労災保険に特別加入できるのは、(1)日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外支店・工場・現場・現地法人・海外の提携先企業など海外で行われる事業に従事する従業員、(2)日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外にある中小規模の事業に従事する事業主およびその他の従業員以外の方、(3)独立行政法人国際協力機構（JICA）など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事するもの、です。

注意を要するのは、労災保険は、日本国内の事業場に属し日本国内の指揮を受けるかどうかで「海外出張」と「海外派遣」を区別し、海外出張の場合は特別な手続を行わずとも労災保険の適用が認められることに対して、海外派遣の場合は特別な手続を行わないと労災保険の適用が認められないことです（昭和52・3・30基発192）。

海外出張と海外派遣の区別は実際には微妙ですが、一般的に、海外出張には商談や打合わせ、市場調査や会議、視察や見学などが含まれ、海外派遣には海外支店や営業所などへの駐在、合併会社や提携先企業への出向などが含まれます。